

スーダン共和国の貿易・投資関連法制度

2021年12月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

カイロ事務所

海外調査部

【免責条項】

本報告書は、ジェットロ・カイロ事務所が現地法律会社 **Dirdeiry & Partners** に作成委託し、2021年9月時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。各庁省・機関のウェブサイト（URL）についても、変更・閉鎖等の可能性があるため、今後リンク切れとなる場合があります。

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェットロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェットロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

<目次>

はじめに	1
I. ビジネス関連法制度に関する最近の動向	2
1. 過去 10 年の進展	2
2. 暫定政権下での為替改革	2
II 対外貿易と為替政策	3
1. WTO ならびに二国間/多国間貿易協定への参加	3
(1) WTO	3
(2) 地域貿易協定	3
(3) 他の二国間/多国間貿易協定	4
2. 貿易・為替管理政策	5
3. 物品の輸入規制	6
(1) 政策の概要	6
(2) 輸入禁止品目	7
(3) 輸入規制品目	7
4. 原産国別輸入規制	8
5. その他の輸入関連法	8
6. 輸入品に対するその他の要件	8
7. 輸出規制	9
(1) 政策の概要	9
(2) 輸出制限対象品	9
(3) 輸出禁止品	9
8. 特定仕向け国に対する輸出規制	10
9. その他の輸出関連法および協定	10
10. その他の輸出に関する要件	10
11. 関税制度	11
(1) 関税率制度の概要	11
(2) 免税対象品/その種類	11

(3) 物品の分類.....	12
(4) 関税の種類.....	12
(5) 課税基準.....	12
(6) 日本からの輸入品に適用される関税制度.....	12
(7) 特恵関税制度.....	13
(8) 輸入品に課される関税以外の租税.....	13
12. 為替管理政策.....	15
(1) 為替レート管理制度.....	15
(2) 商品以外の取引への規制.....	15
(3) 資本取引に関する規制.....	15
13. 輸出入業務開始までの手続き.....	16
III 外国投資政策.....	17
1. 投資許可／促進政策および監督機関.....	17
(1) 海外からの投資政策／制度の概要.....	17
2. 外国企業・外国人投資家による投資規制.....	19
3. 外国投資奨励策.....	20
4. 税制（※10月現在、税率見直しが行われているため具体的数字未記載）.....	21
(1) 法人税.....	21
(2) 個人所得税.....	22
(3) 付加価値税（VAT）.....	23
5. 外国人の雇用と在住許可、現地人雇用に関する規制.....	23
6. 外国法人設立手続きおよび必要書類.....	23
(1) 外国企業の支店.....	24
(2) 有限（責任）会社.....	25
(3) フリーゾーンへの法人設立.....	25
7. 財務および会計.....	27
8. 外国法人の閉鎖手続きおよび必要書類.....	27
IV. 知的財産権の保護.....	28
1. 知的財産権保護体制.....	28

2. 商標	29
3. 特許	30
4. 意匠（デザイン）	32
5. 著作権	33
<参考資料>	35

はじめに

長年にわたり、スーダン経済は石油関連産業に大きく依存していたが、2011年に油田の8割を占める南スーダンが分離独立すると、輸出収入や外貨準備高が激減し、深刻な物価上昇に見舞われた。スーダン政府はそれ以降、海外直接投資の受け入れや市場の一部自由化など、ビジネス関連法制度の改革を推し進めてきた。国営企業が支配する一部分野・業界への参入はいまだ困難ではあるが、農業、鉱業、建設業などは各種規制の対象外となっている。本レポートは、スーダンのビジネス関連法制度に関する詳細情報をまとめたものである。会社設立や事業運営時に、本レポートを参考にされたい。

2021年12月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

海外調査部 中東アフリカ課

I. ビジネス関連法制度に関する最近の動向

1. 過去 10 年の進展

20 年以上にわたり、スーダン経済は石油関連産業に大きく依存してきたが、2011 年 7 月の南スーダンの分離・独立に伴い、その依存度は大きく低下した。80%以上の油田が南スーダン側に存在したためであり、結果として輸出収入、外貨準備高ともに激減した。スーダンは深刻な物価上昇に見舞われ、2021 年のインフレ率は 50%を越えた。

当時の政府は、2013 年国家投資法（National Investment Act 2013）を制定し、海外直接投資（FDI）の受け入れ促進による経済活動の多様化、市場の一部自由化を試みた。同様に、輸出額及び外貨準備高の増加を目指すため、2018 年より民間企業による金の輸出が解禁された。銀行は輸入のための外貨を調達する際、政府より独立した為替市場によって決定された市場レートで購入することも可能となった。また、スーダン中央銀行（CBOS）は 2017 年より、GDP の 10%を占めていた補助金を削減することで、公的支出を圧縮する緊縮策を適用した。

米国による包括的制裁措置が 2017 年 1 月に解除されて以来、スーダンは米政権との関係を改善させている。2019 年 8 月に、経済状況の悪化に対する国民の抗議活動を受けて前政権が倒れると、文民主導の現暫定政権は 2020 年 12 月 14 日、米国のテロ支援国家（SST）指定リストからスーダンを外させることに成功した。SST 指定解除により、銀行業、航空産業、農業など、スーダン経済界を麻痺させていた禁輸措置が解除され、スーダンは実質的な恩恵を得た。また、SST 解除は、それまで厳しく制限されていた国際間金融取引の促進にもつながった。

2. 暫定政権下での為替改革

暫定政権は、スーダンポンドを安定させるため、新たな取り組みを開始している。複数産業において独占的地位にあった国営企業の民営化や、特定業界への輸出規制緩和による経済自由化を推し進めた。2021 年 2 月には、財務・経済計画省が新たに並行市場での為替レートに対応する変動為替レート採用を決めた。長年にわたり、外貨為替レートは CBOS によって固定され、公定為替レートと並行市場での「闇レート」との差は開く一方であった。新為替レートの採用と補助金の削減による公的支出の減少に伴い、スーダンポンドは安定し、2021 年 8 月

現在、1米ドル=約451スーダンポンドとなっている。こうした政策変更は、債務救済などによる経済支援への道を拓いた。スーダンは、2021年7月にパリクラブ加盟国が集まるパリ会議に参加しており、主要債権国がスーダンの抱える500億ドル以上の対外債務のうち、141億ドルを帳消しにすることで合意している。スーダンはIMF、世界銀行、アフリカ開発銀行への債務滞納を解消できたことで、IMFと世界銀行から特別支援対象国の資格を与えられ、2021年6月より重債務貧困国（HIPC）救済プログラムによる融資を受けることが可能になった。さらに、FDIの受け入れを促進するため、2013年投資法に替わる新たな2021年投資促進法（Investment Encouragement Act 2021）、2021年銀行法（The Banking Act 2021）、2021年官民パートナーシップ法（Public Private Partnership Act 2021）など新法を制定した。新しく制定された投資法には、税制上の優遇措置、ビジネス関連規制の緩和など外国企業に投資を促す新制度が多く盛り込まれている。

II 対外貿易と為替政策

1. WTOならびに二国間/多国間貿易協定への参加

(1) WTO

スーダンは、開発途上国に与えられる優遇措置やその他の恩恵を享受するために、世界貿易機構（WTO）への加盟を目指している。未だ正式な加盟国になっていないものの、オブザーバーの資格を有し、正式加盟に向けた協議を進めている。

(2) 地域貿易協定

スーダンは、関税及び非関税障壁の軽減を通じ、地域内貿易を活性化させることを目的とした複数の地域貿易協定を締結している。スーダンは2021年1月1日に発効したアフリカ大陸自由貿易圏設立協定（African Continental Free Trade Area/AfCFTA）への加盟も表明しているが、協定の批准には至っていない。

21 の国と地域が加入している南東部アフリカ共同市場（Common Market for Eastern and Southern Africa/COMESA）については、スーダンはその前身である貿易特惠地域（Preferential Trade Area）が 1981 年に設立された際の創立メンバーである。COMESA は自由貿易協定にのっとり、2000 年にスーダンを含む 9 カ国内における、COMESA 域内で生産された物品への関税全廃を実現した。2009 年には関税同盟により加盟国間での貿易優遇措置とともに、対外共通関税が設けられ、非 COMESA 加盟国からの輸入品には加盟国一律の関税率が適用されている。ただし、インフラ整備の遅れや残存する国家間の関税率の違い、通貨兌換の問題、煩雑な認可手続きに妨げられ、域内での活発な貿易の実現は、思うようには進んでいない。

スーダンは、アラブ連盟経済社会理事会により 1998 年に組織された大アラブ自由貿易地域協定（Greater Arab Free Trade Area/GAFTA）の創立メンバーでもある。GAFTA は、アラブ連盟に加盟している 22 カ国中、ヨルダン、コモロ諸島、ジブチ、ソマリア、モーリタニアを除いた 17 カ国・地域における貿易活動円滑化及び発展、アラブ地域共通市場の設立を目指している。GAFTA は、関税等を全廃することによる、加盟国間での完全に自由化された商品取引の達成を計画しているが、スーダンとイエメンは加盟国の中でも後発の途上国であり、関税等による収入が国の主要財源の 1 つとなっているため、その全廃には時間を要している。その他、スーダンは東アフリカ経済 8 カ国で構成される政府間開発機構（Intergovernmental Authority on Development/IGAD）、サハラ砂漠周辺の 29 カ国で組織されたサヘル・サハラ諸国国家共同体(Community of Sahel-Saharan States)にも、それぞれ参加している。

(3) 他の二国間/多国間貿易協定

スーダンはこれまでに 11 カ国（中国、マレーシア、イラン、インドネシア、インド、チャド、コンゴ民主共和国、ナイジェリア、エチオピア、ケニア、ウガンダ）と二国間協定を締結している。

2. 貿易・為替管理政策

スーダンは豊かな天然資源を有している。同国で確認されている金の埋蔵量は533トンに達するが、採掘活動が行われているのは全国土の約20%に過ぎないといわれている。スーダンは、農業や畜産も盛んであり、国連食糧農業機関（FAO）は、スーダンで飼育される家畜の頭数を約1億6,600万頭と推計している。また、スーダンは世界最大のアラビアガムの輸出国であり、スーダン産は国際市場流通量の3分の2以上を占めている。

スーダンのFDIに関する政策は、主に2021年投資促進法に規定されており、課税猶予期間、投資に対する保証の担保など、投資家への優遇措置が盛り込まれている。また、スーダン政府はフリーゾーン（貿易経済特区）の設置など、市場開放に向けた努力も行っている。

外国為替取引に関する方針は、CBOSが発行した2010年外国為替管理およびその指針（Foreign Exchange Controls and Guidelines 2010）に定められている。商業銀行は金額を問わず、米ドル、ユーロ、英ポンド、サウジ・リアル、その他主要通貨でCBOSに準備金を預金できる。各銀行は、コルレス銀行との外国為替取引および取引金額に関する月次報告書をCBOS政策部に提出しなければならない。1999年外国為替取引規制（Foreign Exchange Dealings Regulations 1999）により、銀行は主要通貨の為替価格を店内のスクリーン（ボード）に掲示することが定められている。

CBOSは公定為替レートを定め、銀行および外貨両替所に向けて伝達している。主要通貨に対するスーダンポンドの価格決定には、実効為替レートが用いられている。CBOSは、取引日ごとに銀行間取引市場の為替ディーラー、外貨両替所、輸出業者、輸入業者、およびCBOSが国内で行った取引をもとに、主要通貨に対する公定為替レートを決定する。CBOS外貨為替部が買値と売値のスプレッドを示した通達を発行する。2021年9月28日現在、CBOSが設定している価格は1米ドル=439スーダンポンドである。CBOSは外貨為替レートを管理し、違法な並行市場から公定市場へと取引を移行させるために、スプレッドの最高値（限界値）を定めている。

<所轄官庁>

○スーダン中央銀行（Central Bank Of the Sudan）

Al Jamahiriya Street, Al Moghren Area P. O. Box 313 Khartoum, Sudan

電話番号：+249 1870 56000

ファックス番号：+249 183 780273

ホームページ：<https://cbos.gov.sd/en>

E メールアドレス：info@cbos.gov.sd

○産業・貿易省 (Ministry of Industry and Trade) スーダントレードポイント

Althijani Elmahi Street, P. O. Box 10448 Khartoum, Sudan

電話番号：+249 0155 889319

ファックス番号+249 183 788116

ホームページ：<http://www.tpsudan.gov.sd/index.php/en/pages/details/179>

E メールアドレス：info@tpsudan.gov.sd

3. 物品の輸入規制

(1) 政策の概要

輸入規制は、主に 2010 年改正の 1986 年関税法 (Customs Act /amended in 2010)、2010 年関税規制 (Customs Regulations of 2010)、2019 年通関規制 (Customs Clearance Regulations 2019) の 3 つの法制度に依拠している。商品の中には、スーダン政府により禁輸品指定されているものがある。輸入規制の基本方針は、関税法の「その他特定の違反行為」の項に詳しい。該当部分は、以下の行為に対して裁判所によって決められた罰金、あるいは 1 カ月以上 5 年以内の懲役刑、またはその両方が科される、と定めている。

- a) 輸入制限のある商品、または禁輸品を、規制・禁止令に反して輸入した場合。
- b) 税関当局を欺く意図を持って、定められた関税の納付を怠った場合。
- c) 税関当局を欺き、支払いを受けようとする意図で、本来発生していない払戻金を受け取った場合。
- d) 一部分であっても虚偽、または不正確な申告をしたり、偽造したり、あるいは実際より低い価格が記載された送り状を作成したりした場合。

- e) 偽造した書類を使用した場合。
- f) 税関職員に提出する申告書や書類に虚偽の情報を記載したり、そのような虚偽の記載を含む申告書や書類を税関職員に提出した場合。

輸入に際し、輸入業者は以下のような書類の提出を求められる。

- 1) 任意の商業銀行発行の預金残高証明書
- 2) スーダン規格・度量衡機関 (SSMO) 発行の証明書
- 3) 送り状 (Invoice)
- 4) 船荷証券 (Bill of Lading)
- 5) 船会社による荷渡し指図書 (Delivery Order)
- 6) 原産地証明書 (Certificate of Origin)
- 7) 梱包内容明細書 (Packing List)
- 8) 保険証券 (Insurance Bill)

(2) 輸入禁止品目

麻薬、ギャンブル用品、酒類、生物兵器、文化財・文化遺産、イスラム倫理に反する猥褻物、保健省に登録されていない化粧品、偽造品、臭化カリウム。

(3) 輸入規制品目

医薬品、薬剤、化学薬品および関連品目、あらゆる形態の金、あらゆる形態の銀、貴金属・準貴金属、銃器・弾薬、爆発物、殺虫剤、農薬、農業省の認可を必要とする植物。食品、種子の輸入に際して、許可証の提出がない場合も、輸入規制の対象となる。

4. 原産国別輸入規制

スーダンは今まで、イスラエルとの貿易取引やいかなる交流をもすべて禁止していたが、2020年10月23日、イスラエルとの国交正常化を宣言し、2021年4月、アブラハム合意（Abraham Accord）に署名、イスラエルとの国交が正式に回復した。現在、両国は貿易と技術援助についての連携を目指して会合を重ねている。1958年に施行されたイスラエル・ボイコット法も解消されている。

5. その他の輸入関連法

保健省環境衛生・食品管理局は、食品の検査・管理を管轄する機関である。食品の安全性・食品衛生にかかわる現行法には2010年国家バイオセーフティー法（National Biosafety Law 2010）、1973年食品管理法（Food Control Act 1973）、1978年包装済み食品登録条例（Registration of Packaged Food Regulations 1978）、食品の検査・サンプル採取・監督を目的とした1980年度食品管理条例（Food Control Regulations 1980）、1977年総合衛生状態規則（General Health Conditions Regulations 1977）がある。

6. 輸入品に対するその他の要件

輸入者は、産業・貿易省の輸出入登録簿への登録が義務付けられている。輸入業務ライセンスの取得にあたって、申請者は氏名、住所、輸入業務を行う地域の自治体が発行した有効な営業許可書を含む申請書の提出が求められる。法人として申請する場合には、法人設立認可証の提出が求められる。輸出入取引に充てられる資本金額も明示しなければならない。加えて、直近の経費に占める輸出入業務関連運用資金額を公認会計士の証明書付きで記載する必要がある。輸入業務ライセンス取得に際して発生する手数料の納付義務もある。

日本からの輸入品については、船積み前検査を行わなければならないという法的要件はない。輸入業者は、仕入先と買主の名前、所在地、積荷番号と荷印、積荷の数量、総容量、寸法（メートル法表示）、積荷の内容と性質、輸入業者側経費などを明記した商業送り状2通、梱包内

容明細書、船荷証券、特惠関税制度が適用される場合は原産地証明書などの輸入関連書類を提出しなければならない。輸入者は所定の関税および税金の納付を義務付けられている。

7. 輸出規制

(1) 政策の概要

特別に禁止または規制されているものを除き、すべての商品の輸出が認められる。ゴマ、魚類、鉄および金の輸出には、通常の輸出手続きのほかに、追加書類の提出が必要である。スーダンは、輸出入品の分類に関して、国際統一商品分類システム（HS コード）を採用している。輸出に際しては従価税制がとられており、綿とアラビアガムには10%、他の製品には5%の輸出税が課される。さらにスーダン港湾公社（Sudan Seaport Corporation）が1~2%の埠頭使用税、民間航空局（Civil Aviation Authorities）が1%の空港利用税を課す。輸出の数量または割り当て制限は行われていない。送金がない場合を除き、輸出許可の取得は不要である。輸出許可が必要な場合は、産業・貿易省が輸出許可証を発行する。

(2) 輸出制限対象品

スーダン政府機関の許可なく、輸出制限対象品の輸出入を行うことはできない。輸出制限対象品とは、2010年改正の1986年関税法または他の現行法で輸出入を制限されている商品を目指す。輸入制限対象品も輸出規制対象品も同様の内容である。従って、前項にある輸入制限対象品は、輸出制限の対象でもある。

(3) 輸出禁止品

2010年改正の1986年関税法または他の現行法により、輸出入を禁止されている物産品を示す。輸入禁止対象品も輸出禁止対象品も同様の内容である。従って、前項にある輸入禁止対象品は、輸出禁止の対象でもある。

8. 特定仕向け国に対する輸出規制

スーダン政府は、国際世界の一員としての責任を果たすために必要な場合は、特定国への輸出禁止・貨物輸送の際の経路禁止措置を取る。

9. その他の輸出関連法および協定

輸出に関連する法案としては、1984年輸出業者・輸入業者登録法（Exporters and Importers Registration Act 1984）、1986年武器・弾薬・爆発物法（The Arms, Ammunition, and Explosives Act 1986）、2004年化学兵器禁止法（Prohibition of Chemical Weapons Act 2004）、2004年動物生体および食肉の輸出入に関する動物検疫検査法（Veterinary Quarantine Inspection for Export and Import of Living Animals and Meat Act 2004）があげられる。

10. その他の輸出に関する要件

航空貨物輸送に必要な積荷書類には、航空貨物運送状（Airway Bill）、送り状、パッキングリスト（梱包内容明細書）、輸出者登録番号・納税者番号、輸出規制対象品の場合には輸出許可証が含まれる。海上貨物輸送の際には、航空貨物運送状に代わり船荷証券が必要となる。

輸出手続きとして、輸出入業務登録証と、輸出業者の名前・名称および住所、輸入業者の名前・名称および住所、品目、単価、総額、取引銀行詳細、代金決済方法、船積み港、仕向け港が記載した契約書を産業・貿易省に提出しなければならない。輸出申告書は、CBOSで記入されなければならない。すべての輸出品に適用可能な決済方法は、信用状決済一覧払い（L/C at Sight）、信用状決済引き受け（L/C acceptance）、前払い、船積み書類に対する現金決済（Cash Against Document, C.A.D）、手形引受書類渡し（credit Documentary Acceptance, D/A）がある。

商品市場で売買される商品（コモディティ）の輸出に際しては、以下の書類を税関に提出しなければならない。

- 1) 商品の数量、産業・貿易省が設定した物価指数に基づく価格を記載した商業銀行発行の送り状（EX フォーム）
- 2) 産業・貿易省発行の輸出業務ライセンス
- 3) 輸出業者と輸入業者で交わされた有効な輸出入契約書

さらに、食品であれば保健省、非食品であればスーダン規格・度量衡統一機関（SSMO）による輸出証明書も必要である。

11. 関税制度

（1）関税率制度の概要

関税率は、高等関税委員会（High Customs Committee）が、産業・貿易省や農務省の代表との協議を経た上で決定する。同委員会は、財務・経済計画省歳入局の管轄下にある。スーダンは 1983 年国際会議で議決された、HS 条約の締約国である。スーダンにおける税率は、商品価格によって決められる（従価税）。関税率は輸出相手国によって変化することはなく、同一税率が適用される。税関は、取引価格が市場価格を適正に反映したものであるかを検査する権利を有しているため、商品の取引価格が不相当であると判断した場合、市場価値に応じた価格を適用することができる。

（2）免税対象品/その種類

携行品か別送品かを問わず、旅行者の荷物は免税対象となる。スーダンに居住する目的で入国した人々の私物や生活必需品に課税されることはない。商品見本は、携行か別送かにかかわらず、スーダンへの持ち込みから 6 カ月以内に再度持ち出される場合に免税となる。スーダンを經由する、またはスーダンで積み替えられる貨物にも関税免除が適用される。芸術、文学、

科学、スポーツ、公共サービスなどの分野で優れた実績を持つ人々に対して授与される賞は、受賞者本人が持ち込むか、代理人に委託するかを問わず、関税が免除される。

航空機の維持管理・修理を目的として外国の航空会社が輸入する航空機用部品、地上用設備にも関税は課されない。栽培の目的で輸入される種苗・塊茎・塊根も、その使用目的を明記した農務省発行の証明書があれば免税対象となる。スーダンが批准、または加盟した条約に従って、国が免税措置に同意した物産品にも免税が適用される。

なお、販売促進・宣伝活動に用いられるのみで、販売目的には供されない商品見本に対する関税は 30%軽減されるが、税関職員が販売用目的に商品ではないことを確認しなければならない。

(3) 物品の分類

分類は HS コードに基づく。

(4) 関税の種類

適用される関税は従価税である。

(5) 課税基準

課税基準は FOB 価格である。

(6) 日本からの輸入品に適用される関税制度

通常の間税率が適用される。

(7) 特恵関税制度

COMESA など、スーダンが署名した特恵関税協定加盟国、スーダンが加盟している自由貿易地域・関税同盟の加盟国・地域からの輸入品には、特恵関税制度が適用される。

(8) 輸入品に課される関税以外の租税

付加価値税法（VAT 法）により、輸入品には付加価値税が課される。輸入業者は、課税対象品を輸入する場合、付加価値税納付の義務を負う。付加価値税は税関における通関と同日に納付される。

<所轄官庁>

○関税総務局（General Administration of Customs）

関税局長室（Director of Tariffs Administration）

Medical School Street, P. O. Box 11111, Khartoum, Sudan

電話番号：+249 1837 72525

ホームページ：www.customs.gov.sd

Eメール：tariff@customs.gov.sd

○財務・経済計画省（Ministry of Finance and Economic Planning）

Parliament Street, P. O. Box 11111, Khartoum, Sudan

電話番号：+249 1177 7563

ファックス番号 : +249 1177 6081

ホームページ : www.mof.gov.sd

E メール : info@mof.gov.sd

○スーダントレードポイント/産業・貿易省 (Ministry of Industry and Trade)

Alhijani Elmahi Street, P. O. Box 10448, Khartoum, Sudan

電話番号 : +249 0155 889319

ファックス番号+249 1837 88116

ホームページ : <http://tpsudan.gov.sd>

E メールアドレス : info@tpsudan.gov.sd

○スーダン規格・度量衡機関 (Sudanese Standards and Metrology Organization)

Al Gamaa Street

電話番号 : +249 1220 7959

ファックス番号 : +249 1774 4852

ホームページ : <http://www.info@ssmo.gov.sd>

E メールアドレス : info@ssmo.gov.sd

12. 為替管理政策

(1) 為替レート管理制度

これまで CBOS は、固定為替レート制を導入しつつも、輸入関税を算出する際には、別途設定される関税算出用為替レートを適用してきた。2021年2月21日までの固定為替レートは、通貨交換レートが1米ドル=55スーダンポンド、関税算出用為替レートが1米ドル=18スーダンポンドであった。しかし、CBOSは2021年2月21日、経済活性化をはかるべく、為替レートの自由化に向けた自国通貨の大幅切り下げを行った。さらに、同年6月には、一般の通貨交換レートと統一させるため、関税算出用の米ドル固定為替レートを撤廃した。スーダン政府は通貨の自由化こそが経済改革を目指すためになくてはならない要素だとみなしている。2021年9月28日現在、CBOS設定の公定為替レートは1米ドル=442.4566スーダンポンドである。CBOSおよびスーダン国内の各銀行は毎日為替レートを公示している。銀行が設定する為替レートと公定レートとの差は、5%以内と定められている。新しい為替管理制度の導入により、公定レートが平行レート（市中闇取引）での価格に近づき、これまで投資家や事業者が悩まされてきた、不安定な為替レート問題が解決することが期待されている。

(2) 商品以外の取引への規制

一部の分野での外国企業の参入が制限されている。現在、銀行業、電気通信業、観光業に関して、外国企業の参入制限が設けられている。

(3) 資本取引に関する規制

外国企業にとっての主な制限としては、スーダンで不動産を所有できないことが挙げられる。ただし、不動産の賃貸は可能で、政府が「戦略的」プロジェクトを行う外国人投資家に土地を割り当てる場合がある。また、外国人株主がいる会社や外国企業の最低資本金は、スーダン企業のそれよりも高くなる。業種によって異なるが、外国企業の株式資本の上限額は1万2,000米ドルから1万8,000米ドル。この金額は登記の際に預ける必要はないが、債務問題が発生し

た場合には、株主はその責任を負うこととなる。そのほか、外国企業にのみに適用される資本取引関連の制限はない。

<管轄官庁>

○スーダン中央銀行 (Central Bank Of the Sudan)

Al Jamahiriya Street, P. O. Box 313, Khartoum, Sudan

電話番号：+249 1870 56000

ファックス番号：+249 1837 80273

ホームページ：<https://cbos.gov.sd/en>

E メールアドレス：info@cbos.gov.sd

○スーダントレードポイント/産業・貿易省 (Ministry of Industry and Trade)

Alhijani Elmahi Street, P. O. Box 10448, Khartoum, Sudan

電話番号：+249 0155 889319

ファックス番号+249 1837 88116

ホームページ：<http://tpsudan.gov.sd>

E メールアドレス：info@tpsudan.gov.sd

13. 輸出入業務開始までの手続き

輸出入業務を行う法人を設立するには、まず法務省商業登記所で登録を行う。法人設立に必要な書類は法人の種類によって異なる。その後商工会議所への加盟申請を行い、加盟証明書の発行を受ける。

次に業務内容・輸出入取引を予定している商品についての詳細情報と共に、商業登記所発行の法人登記書類を提出した上で、産業・貿易省に登録する。その後、投資省に登録するが、上記機関発行の書類に加えて採算性・実現可能性調査報告書を提出した上で、最終承認を受ける必要がある。

輸入業務を行おうとする投資家はまず、輸入品についての詳細、銀行と行うべき業務手続、標準的な輸入業務書類、関税納付についての詳細、関連当局からの認可を産業・貿易省に届け出なければならない。承認が下りた後、CBOS と実際の輸入業務に着手することになる。投資家は銀行側に見積もり送り状（Proforma Invoice）を提出し、輸入申請書（IM）を作成する。

通関に際しては、税関が送り状に記載している金額をもとに関税を算出する。付加価値税、そのほかの手数料も同様に算出される。

SSMO は、提出された書類を参照し、輸入商品に対して初期照合を行う。食品を輸入する際には、保健省にその旨登録されなければならない、原産国発行の衛生証明書のほか、専門検査機関発行の成分分析表、放射線汚染陰性証明書の提出が求められる。なお、輸入食品は貨物引渡し前に検査され、衛生証明書の発行を待たなければならない。

輸出手続きは、前項のとおり、輸出契約書を産業・貿易省に提出、輸出申告書は CBOS で記入する。

III 外国投資政策

1. 投資許可／促進政策および監督機関

(1) 海外からの投資政策／制度の概要

スーダン政府は、FDI を自国経済の活性化を促す手段と捉えており、政府が目指す経済目標達成のため、FDI 促進政策を取っている。投資家を引き付けるのは、豊かな天然資源である。スーダンでは 533 トンに達する金の埋蔵量が確認されているが、採掘活動が行われているのは国土の 20% に過ぎない。米国発行の報告書によると、紅海沿いの丘陵地帯だけで金 105 トン、

亜鉛 190 万トン、銅 50 万トン、銀 4,500 トンが埋蔵されているほか、畜産業、農業も盛んである。FAO はスーダンで飼育されている家畜の頭数を約 1 億 6,600 万頭と推定している。スーダンは世界最大のアラビアガムの輸出国であり、その輸出量は世界流通量の 3 分の 2 以上を占めている。

スーダンの法的枠組みは、様々な優遇策によって FDI を誘致するという政府の狙いを反映している。スーダンは対外政策に立脚して、いくつかの多国間投資条約に署名している。さらにスーダンは現在、エジプト、中国、エチオピア、インド、イラン、オランダ、スイス、フランス、ドイツなど、アジア、アフリカ、欧州の 34 カ国と二国間投資協定に調印している。投資紛争解決国際センター合意 (ICSID) を批准することにより、海外からの投資家は、スーダン政府関与の投資案件に異議がある場合、同センターに対し仲裁を要請できる。

政府は関連省庁の関与や法整備により、海外からの投資推進機運の醸成を目指す。2021 年国家投資促進法 (National Investment Encouragement Act 2021) は、投資を所轄する機関の窓口の一本化をはかり、投資関連機関を一箇所に集めることにより投資家への円滑な対応が提供されるようにしている。同法は、国内投資家も海外投資家も同等かつ公正に扱われる点を強調している。同法によって免税措置が講じられる場合もあり、事業設立、あるいは事業に必要な輸送用車両に課される関税免除申請が可能だとされている。さらに投資事業には、商業ベースでの生産活動開始から 5 年以内に限り、事業収益税が免除される。また、資本設備にかけられる VAT も、免除される場合がある。投資者には、事業用に割り当てられた土地が提供される。投資家のためにいくつかの法的保護措置が設けられ、投資しやすい環境形成が進められている。さらに同法では、投資に関する紛争解決を専門とする裁判所および投資に関する違反行為を管轄する専門の検察局の設立を決めている。すべての紛争は、当事者が投資裁判所での争いを望まない場合や、契約・協定に「投資裁判所での調停を求めない」旨記載されている場合を除き、この裁判所に付託される。

<所轄官庁>

○投資省(Ministry of Investment)

Khartoum, Near Hilton Hotel

電話番号 : +249 717198/787917

ファックス番号 : +249 787199/787192

ホームページ : www.sudaninvest.org

E メール : investmen@tsudanmail.net

○スーダン フリーゾーン & マーケット社 (Sudanese Free Zone & Markets Co. Ltd)

Fair Street, P. O. Box 2366 Khartoum, Sudan

電話番号 : +249 1853 50635

ファックス番号 : +249 1853 50655

ホームページ : <https://www.sudanfreezone.com/en/>

E メール : osamahashim@gfzasudan.com

2. 外国企業・外国人投資家による投資規制

スーダンにおいて、外国企業は投資プロジェクトごとに投資ライセンスを取得する。投資法では、外国企業による最低必要資本金を、25 万米ドル（または CBOS が認める外貨建てでの相当額）と規定しており、企業は当該資本金を同プロジェクトのためのみに使用しなければならない。

スーダン政府は FDI 促進政策をとり、そのための法整備を進めているが、FDI に対してはいくつかの規制がある。投資法には、投資評議会（Investment Council）が投資大臣の勧告に従い、海外投資家の参入を許さない経済部門およびその事業活動について随時発表することとなっている。投資法で参入不可能な業種が規定されているわけではないが、電気通信事業、報道事業、鉄道・空港事業、内陸地域水運業、運送業、発電事業、金融業など、国営企業が支配する分野・業界への参入は、関連省庁が制定した個別規制によって実質的に不可能となっている。また、持ち株比率に関する規制もある。例えば、海外の航空会社がスーダンの航空会社

に投資する場合、支配株主になれないよう、外国企業の持株比率は 49%におさえられている。そのほかには、外国人・企業の土地所有に関する規制があり、外国人および外国企業による土地所有を禁じた法律がある。ただし、1984 年民事取引法（Civil Transactions Act 1984）には、「国は、法律に定められた条件で、土地の使用を希望する者に国有地の使用权を与える事ができる。」とあり、事業投資に必要な土地が海外からの投資家に割り当てられる。スーダン国民または組織と合法的に賃貸契約を結ぶことも可能である。

規制対象外かつ積極的に投資を奨励されている分野には、農業、鉱業、建設業がある。政府は 2011 年の南スーダン分離により激減した石油産出量とその売り上げを補うため、上記分野への FDI を推進しており、結果として国内の油田・ガス田開発、採掘事業（特に金）、さらに農業や畜産業も活発になった。これらの事業のさらなる発展を期し、政府は外国企業による直接投資拡大を目指している。

3. 外国投資奨励策

投資法とその規制の中には、投資家が享受できる関税やその他の免税措置など優遇策がいくつか盛り込まれている。スーダンに投資を行う外国企業は、関連法規に基づき、プロジェクトの設立に必要な資本金、あるいは事業に必要な輸送用車に掛かる手数料や関税免除の申請が可能である。

関連法とその規制に則り、商業ベースでの生産活動開始から 5 年間に限り、事業収益税の支払いは免除となる。また、投資省が随時発行するリストに基づいて、事業資本財に対する VAT が免除される場合もある。投資家は、投資省傘下の投資用地運用室（The Investment Lands Operation Room）からの承認を得た上で、投資用地の提供を受けることもできる。投資用地運用室は、各投資事業への土地提供に関する包括的な保護措置を提供する部署である。投資法とその規制では、投資家に対する様々な保護政策を講じられている。国内投資家であるか海外投資家であるかにかかわらず、公平かつ公正な待遇を受けることを定められている。また、投資された資本が、恣意的な措置や差別的な決定を受けることはない旨も記されている。外国人投資家は、投資事業の期間中、スーダンでの居住が認められる。

フリーゾーンおよび関税免税地域への投資にも、投資家に有利な優遇策が取り入れられている。これらの優遇策には、以下のような租税や関税の納付免除が含まれている。

- 1) 15年間の収益に対する課税の免除（満了後延長可能）。
- 2) 駐在員の給料に課せられる個人所得税の免除。
- 3) 指定地域へ輸入される、あるいは同地域から輸出される製品への、手数料を除くすべての関税およびその他税金支払い免除。
- 4) 地域内にある不動産にかかるあらゆる税金およびその他手数料の免除。
- 5) 製造事業が設立された場合、必要な材料・資材の値段および発生する国内での生産コストが専門家委員会によって見積もられた上で、製造に必要となる部材への関税免除。

フリーゾーンでの投資にはまた、同地域での営業を認可されている銀行から、投資資金および利益を海外へ送金する許可を得られる、などの特典が与えられる。フリーゾーンおよび自由市場法（Free Zone and Free Market Law）は、この地域に投資された資金が凍結、収用、差し押さえされることはないことを保証している。外国企業は、適切な認可を受けることで、税関警察の監視の下、スーダンを経由する貨物の保管をフリーゾーンで行うことができる。

4. 税制（※10月現在、税率見直しが行われているため具体的数字未記載）

法人税および個人所得に対する課税は、1986年所得税法（Income Tax Act 1986）（適時改正）に準拠して行われ、税務署が課税・徴税の責任を負う。

（1）法人税

スーダンの法人所得税は業種によって異なり、15%から35%の間で設定されている。電気通信などの高収入の業種には高い税率が設定されている。スーダンでは、居住者である企業に対し、あらゆる商業活動から得られる総事業利益に対して法人所得税を課している。商業活動とは、利益を目的とした商品の売買やサービスの提供などの事業と定義される。2015年のス

ーダン会社法（Sudanese Company Act 2015）に基づいてスーダンで設立または登録された企業（現地法人、外国会社の支店、外国株主のいるスーダン企業）、または会計年度中の管理・統制がスーダン国内で行われた企業はスーダンの居住者とみなされる。課税所得は通常、総収入からその収入を得るための経費を控除して算出される。計上可能な経費には、土地や建物の賃貸料、機械や設備の保守料、寄付金など、事業運営に必要な日常的費用が含まれるが、一定の制限がある。また、事業所得を生み出す目的で発生した負債のうち、課税期間中に回収不能となったもので、税務当局が控除を承認したものについては、事業利益を生み出すために使用した資金の借入費用や、年金などの退職基金への拠出金なども控除の対象となる。食事代や交際費等経費の損金算入には限度額がある。控除対象外の経費・支出には、資本由来の支出、個人的な出費、保険により補填された損益、所得税、従業員向けの賞与、報奨金・補助金（与えられる従業員の給与3カ月分以上の額の場合）、借入費用に対する支払いなどが含まれる。

スーダンでは、国内および海外からの配当金、農業活動からの収入、国債の利息収入が非課税対象となっている。配当金には、配当額に対して1%の印紙税がかかる。2021年投資促進法により、免税措置を受けている場合、純利益の5%を社会発展税として納付することが義務づけられている。

（2）個人所得税

スーダンの居住者は、国際的な二重課税防止条約に則り、国内外でのすべての所得に対して課税される。スーダンでの滞在日数が合計183日を越える者、あるいは過去2年間の課税対象期間中に合計12ヶ月以上滞在していた者はすべて居住者とみなされる。

業務遂行のため従業員に支払われる手当には、課税されない。該当する手当には、住居費、交通費、退職積立金、保険積立金、離職後給付制度への雇用者拠出金、契約解除後に発生する失業手当、従業員への医療費の払い戻しなどが含まれる。

個人所得税は、個人所得の20%を上限として、スライド制で計算される。しかし、通貨切り下げもあり、以前の給与額・体系に適用されていた所得スライド制が現在では非現実的であることを踏まえ、税務当局は制度の見直しを行っており、近く新しい個人所得税率が発表されると思われる。

(3) 付加価値税 (VAT)

スーダン居住者は、国際的な二重課税防止条約に則り、国内外でのすべての所得に対して課税される。スーダンでの滞在日数が合計 183 日を越える者、あるいは過去 2 年間の課税対象期間中に合計 12 ヶ月以上滞在していた者はすべて居住者とみなされる。

業務遂行のため従業員に支払われる手当には、課税されない。該当する手当てには、住居費、交通費、退職積立金、保険積立金、離職後給付制度への雇用者拠出金、契約解除後に発生する失業手当、従業員への医療費の払い戻しなどが含まれる。

個人所得税は、個人所得の 20% を上限として、スライド制で計算される。しかし、通貨切り下げもあり、以前の給与額・体系に適用されていた所得スライド制が現在では非現実的であることを踏まえ、税務当局は制度の見直しを行っており、近く新しい個人所得税率が発表される予定となっている。

5. 外国人の雇用と在住許可、現地人雇用に関する規制

外国人の雇用には制限は設けられておらず、投資家は外国人、現地人どちらを雇用しても構わないが、外国人には在留許可の取得が義務付けられている。在留許可申請に当たって、被雇用者は雇用主から雇用証明書の発給を受けなければならない。雇用証明書と在留許可の更新が必要な場合、雇用主と申請者はすべての納税を済ませていなければならない。必要な手数料は約 200 米ドルで、通常 3 週間ほどで発給（または再発給）される。

6. 外国法人設立手続きおよび必要書類

外国企業に対しては、スーダンで事業活動を行うための、業種によって異なる様々な事業形態が設けられている。たとえばスーダンで法人登録されている会社の株主となって新規事業を立ち上げる、またはスーダンに支店を設立し、100% 本国の組織形態を保持する、などの選択肢がある。いずれの場合にも、メリットとデメリットがあるため、どの事業形態が最適であるかは、各外国企業が何を求めているかによって異なる。

どのような事業形態をとるにしろ、事業開始前に商業登記所（Commercial Registrar General）へ登録手続きをしなければならない。事業設立形態登録申請には以下の書類が必要である。

投資省での登録を行う際、投資家によっては、シングル・ウィンドウ・オプションが用意されている。これは、スーダンへの大規模な投資を行うことを希望する企業が利用できる。上記の通り、投資当局への登録前には、投資調査（Feasibility Study, F/S）の承認が、事業の登録申請には、以下の書類の提出が必要となる。

(1) 外国企業の支店

- a) 商業登記所への申請書。
- b) 法人設立に関する覚書及び定款案。会社組織形態、運営決定に関する基礎事項。
- c) 法人設立認可証。
- d) スーダンでの支店設立に同意する旨明記した、取締役会の決議書。
- e) スーダン支店で支店長の役職を担う人物の承認書。
- f) 支店設立に関する連絡や通知の受け取りする複数スーダン人職員への委任状。
- g) 新会社の取締役会（あるいは同等の役員会）役員の氏名、国籍、肩書き、居住地の住所を記載した名簿。
- h) スーダンの弁護士か宣誓管理官に承認された様式で、スーダンにおける会社の法定代理人が、会社が遵守すべき以下の注意事項に従うことに関する宣誓書。
 - ・ 当該会社は、スーダン国内で一般貿易取引および輸出入業務には携わってはならない。
 - ・ 当該会社は、スーダンでの事業を清算、あるいは支店の閉鎖をする場合、商業登記所へスーダンにおける事業の清算と業務停止を行う旨を直ちに通知し、1925年版会社法条例に従って事業の清算と業務停止手続きを行わなければならない。

- i) スーダンにおける会社支店用地所の賃貸契約書（地所は商業登記所の視察を受けなければならない、そこには社名が明確に記された看板を掲げなければならない）。

(2) 有限（責任）会社

- a) 商業登記所への申請書。
- b) 会社の設立目的、株式資本とその使途振り分け、株主について記した基本定款および会社の組織形態・会社の運営決定に関する基礎事項、その他 2015 年会社法および商業登記所によって提出が求められる書類。
- c) 会社用地所の賃貸契約書。地所は商業登記総局の視察を受けなければならない、そこには社名が明確に記された看板を掲げなければならない。
- d) 上記書類提出後、会長を含む取締役会および法務担当部門の構成についての詳細、すなわち氏名、国籍、役職、重役陣について、を商業登記所発行の書類に記入し提出する。なお、上記の書類は提出前にスーダンの弁護士、または宣誓管理官の承認が必要である。

(3) フリーゾーンへの法人設立

1993 年、国民議会法令に基づき、スーダンフリーゾーン&マーケット社が国有企業として設立された。この企業の設立目的は、スーダンにおけるフリーゾーンでの産業活動の導入と活性化である。投資家への優遇策により国内外からの投資を増やし、輸出量を伸ばして、経済成長の起爆剤としたい考えだ。

2009 年フリーゾーンおよび自由市場法は、国内外から資金調達をはかり、フリーゾーンでの事業投資に役立てることを目的に制定された。同法は投資家に対し、以下のような優遇策、免税事項を供与している。

- a) 譲渡所得（キャピタルゲイン）税の免除。
- b) 外国人従業員への個人所得税免除。

- c) フリーゾーンへの輸入品、フリーゾーンからの輸出品に対する VAT 免除。
- d) フリーゾーン内で投資家が所有する不動産に対する固定資産税免除。

同法はさらに投資事業に対する保証も規定している。投資事業が司法命令なしに国営化、接収、収用、管財人に管理運営されることはなく、資本が没収、凍結、あるいは差し押さえされることはないことを保証している。また、金融債務の清算後であれば、事業用に輸入された機材、道具類、物品、車両などの器械類については、再輸出も認められている。投資事業を清算・停止した場合、金融債務の返済後であれば、資本金の譲渡が可能である。

同法 14 条には、投資家に対する優遇措置、免税措置、保証などの保護政策が定められており、他のいかなる法にも優先して投資家への保護措置は担保されなければならないと明記されている。

フリーゾーン内に支店を設立するために企業が用意するのは以下のとおり。

- a) 投資申請用紙一式。
- b) 親会社の登記証明書のコピー。
- c) 会社の基本定款および会社の組織形態・会社の運営決定に関する基礎事項。
- d) フリーゾーンへの会社の支店設立を決め、支店に対する会社の責任を確約する決議書。
- e) フリーゾーンに設立される支店の責任者を指名する取締役会の決議書。
- f) 取締役会および経営陣の名簿。
- g) 会社の沿革。
- h) 工業活動の場合は技術・収支に関する実現可能性調査書。

上記を、当該国のスーダン大使館・領事館において公証を受けた上で提出しなければならない。

7. 財務および会計

スーダンでは、資本の調達手段は一般に企業の基本定款に従い、取締役が決定する。公開有限責任会社の場合、株式発行によって資本調達が可能である。有限責任会社（LLC）の場合、現株主は比例配分方式による株式買い増しの機会の供与を受けることが可能である。

公開会社か LLC かを問わず、商業銀行からの融資を受けることもできる。融資の際は、会社資産を抵当に入れるか、浮動債の発行で賄う。

会社法は、すべての企業に適正な会計帳簿をつけることを求めているほか、毎年あるいは少なくとも 15 カ月おきに決算を行い、社内監査役による監査済みの貸借対照表（Balance Sheet, B/S）を作成するよう定めている。法律により、公開会社には毎年年度財務諸表の監査が義務付けられている。会計報告書は、会社の全従業員、社債保有者、株主総会開催を通知される資格を有するすべての関係者に送付されなければならない。2015 年会社法は、貸借対照表および監査報告書の写しを商業登記総局会社登録課に送付することを義務付けている。送付に際しては、前もって取締役会が会計帳簿を承認し、取締役か法務部長による署名の上、商業登記総局会社登録課に提出する。監査役は、監査報告書に作成日を記した上で署名する。

8. 外国法人の閉鎖手続きおよび必要書類

商業登記総局会社登録課に登録されている外国法人は、スーダンでの事業の解散、または閉鎖が可能である。外国法人は事業活動を停止した場合、スーダンでの法人格・登録を抹消することが可能だが、法律に基づいて要求される解散または登記抹消に関する正式な文書を提出する前に、債務の清算・納税を済ませていなければならない。法廷での未決事案の解決、第三者への弁済もすべて終わらせなければならない。

閉鎖にあたってはまず、会社登録課へ当該外国法人を登記簿から抹消するよう求める申請書を提出しなければならない。同書は、当該外国法人の取締役または社員による作成が求められるほか、スーダン大使館・領事館が公証した当該外国法人の親会社からの決議書の添付が必要である。

会社登録課が申請を受理・承認すると、次号の官報で、予定されている閉鎖または法人登録抹消が公表される。1 カ月以内に異議申し立てを受けなければ、当該外国法人または子会社は登記簿から抹消される。異議申し立ての根拠として挙げられるのが、当該外国法人の支店または

子会社が訴訟の当事者である場合などである。最終的に閉鎖や登記抹消が決定すると、その旨がスーダン官報で発表される。

IV.知的財産権の保護

1. 知的財産権保護体制

スーダン国内における知的財産権に関する法には、1971年版特許・意匠法（Patents and Design Law）第58号、1969年商標法（Trademarks Law）第8号、1996年著作権およびそれに関連した権利についての法（Copyright and Related Rights Law December 1996）がある。国際的には、スーダンは1974年、世界知的財産権機関協定（World Intellectual Property Organization Convention Treaty）を批准し、1984年には工業所有権保護のためのパリ条約（Paris Convention/Industrial Property）、特許協力条約（Patent Cooperation Treaty/PCT）、および商標の国際登録に関するマドリッド協定（International Registration of Marks）、1992年にはハラレ議定書（Harare Protocol）、2000年には特許法条約（Patent Law Treaty/PLT）、およびベルヌ条約（Berne Convention）に、2009年にはマドリッド協定議定書に署名している。

スーダンはアフリカ広域工業所有権機関（ARIPO）の一員でもある。スーダンは1996年、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS）との整合性を確保するため、現行法改正に動いた。これは、知的財産権保護に関する最低限の規則を「全加盟国に一律適用」を原則として体系化した国際協定である。ただし、途上国と後発途上国は長い移行期間が必要で、履行時期について各国の足並みは揃っていない。スーダンにおける知的財産権保護などについては、法務省の知的財産登録総局（General Intellectual Property Registrar Office, Ministry of Justice）、文化省の文学・芸術作品に関する連邦委員会（Federal Council of Literary and Artistic Works, Ministry of Culture）、法務省司法長官室（The Attorney General Chambers）、知的所有権裁判所が管轄している。

2. 商標

現行法では、登録可能な商標は、ある特定の物品を他者が提供する物品と区別する目的で使用される、または使用するよう提案される可視化された商標・記号と定義されている。一定の許容範囲内であれば、商標は単語、名前、流通名、任意のブランド名、架空のデザイン、見出し、ラベル、札、署名、文字、数字、キャッチコピー・宣伝文句、表象、紋章、などあらゆる文字・記号を使い、あるいはそれらを組み合わせて作成できる。同法は、ある特定のサービスを、他社が提供するサービスと区別する目的で使用される、または使用するよう提案される可視化されたサービスマーク（役務商標）にも適用される。

商標登録の正式な申請に必要な書類は以下のとおり。

- a) 出願人の氏名および住所（国籍／外国人の場合在留資格）、事業所の住所。
- b) 代理人やスーダンでの弁護士資格を保有しない第三者が申請を行う場合は署名と正式な認証がある、社印押印の委任状。
- c) 出願人である会社の法人設立認可証、事業提携登録証、商号・屋号登録証明書など、登録局が要請する書類一式の公証済みコピー。出願人が外国籍の場合、その国の大使館・領事館からの公証。
- d) 上記書類が英語およびアラビア語以外の言語で記載されている場合、正式な翻訳文の添付。
- e) 8点の商標見本。
- f) 商標デザインについての詳細。単語・文字が含まれる場合はその意味、出願する各色彩の明示など。ラテン文字以外の言葉を含む商標は、必要に応じて発音表記・音訳および使用言語の明示。
- g) 商標が網羅する商品やサービスのリスト。
- h) 商品およびサービスの国際基準に則った分類表。
- i) 商標登録の対象となる全ての商品およびサービスのリスト。

- j) 優先権を主張する場合は、商標登録証または申請国発行の国際登録出願証の正式なコピー。

商標局 (Trademark Office) が所定の出願書類を受領後、予備審査を行う。出願書類は、商標デザインに関わる実態的な面と、記載の不備確認などの書類手続きの 2 つの面から審査される。商標局は関連法やその規制に従い、申請を認可する場合もあれば、条件または制限付きで認可する場合、あるいは却下する場合もある。認可を受けた出願商標は官報で公示され、異議申立てがないか確認される。法律に定められた異議申立て期間は、スーダン国内居住者の場合官報公示日から 6 カ月、国外居住者の場合官報掲載日から 8 カ月である。異議申立てがなければ、あるいは提出された異議申立てが商標局か裁判所によって却下されれば、その商標は正式に登録され、出願人には登録証が発行される。

実際には、異議申立てがなければ登録手続きは 10 カ月程度で完了する。登録手続きにかかる費用の総額は約 300 米ドルである。商標の使用可能期間は登録日から 10 年間で、期間満了の 6 カ月前より更新が可能である。更新手続きをせずに使用期限が切れた場合でも、6 カ月の猶予期間中であれば、遅延料金を払った上での更新が認められている。

3. 特許

特許権は発明者およびその権利相続者に帰する。他に特許権侵害や特例事項が証明されない限り、最初に特許申請を行ったものが発明者と認定される。

特許については、出願書類提出後、特許登録局 (Patent Application Office) が特許出願者を審査し、関連法やその規制に準拠していることを確認する。特許は通常 1 件ごとに申請されるが、特定の事物の分割出願、開発中の製品の製造過程について、または開発・製造中の事物、その製造方法、その製造方法によりもたらされた製造結果、そしてそのような製品について特許出願を 1 件あるいは複数行うことも可能である。特許は年間特許料納付を条件に、出願日から 20 年間有効となる。特許料の納付は、延滞料を支払えば 6 カ月まで猶予される。特許料支払いに 6 カ月の猶予期間を超える遅滞が生じた場合、特許は所定料金の未払いにより失効し、その旨特許登録局により公示される。

特許は出願日から 4 年以内、または特許付与の日から 3 年以内（どちらか有効期限の長い方）に特許申請した発明を実用化しなければならない。上記期間の間に特許権保持者が発明の実用化ができなかった場合、利害関係を有する第三者による強制（裁定）実施権が発動される可能性がある。

PCT に準拠しない方式で行う出願の際に提出を必要とされるものは以下のとおり。

- a) 出願人の氏名、住所および国籍。外国籍の場合、スーダン国内での住所（水道・電気などの公共サービスを受ける場所であること）。
- b) 代理人による出願の場合は、発明者署名入りの委任状。
- c) 出願人である会社の法人設立認可証、事業提携登録証、認証済み商号・屋号など、登録局が定める書類一式の公証されたコピー。出願人が外国籍の場合、その国の大使館・領事館からの公証。
- d) 可能な場合、図面などを添付した、発明の詳細。その分野の専門家による再現が可能であり、発明について完全かつ明確に説明されたものでなければならない。
- e) 1981 年特許規則（**Patent Regulations 1981**）に定められた、特許発明についての説明や図面・作図に関する詳細。

特許法により国外の特許出願に対して優先権を主張する場合、出願日と受理番号、特許出願を行った国名、出願人または前権利者の氏名が記載された申請書に、先行出願を行った国の特許登録局認可済みの出願届けを添付して、後願の申請から 3 カ月以内に提出しなければならない。

PCT に準拠した方式で行う出願の際に提出を必要とされるものは以下のとおり。

- a) 出願人に関する詳細
- b) 委任状
- c) 発明に関する仕様のコピー
- d) 図面がある場合、正式な図面のコピー

- e) WIPO が発表した抄録の写し（アラビア語翻訳を添付）
- f) PCT が発表した国際公示のコピー
- g) 国際機関による調査報告のコピー
- h) WIPO における国際調査手続き中に加えられた変更事項の写し（変更事項がある場合）

正式出願に必須の書類は以下のとおり。

- a) 出願人に関する詳細
- b) 発明の名称
- c) 発明に関する仕様書、正式な図面のコピー
- d) WIPO が公表した抄録のコピー

そのほか、要求された書類がある場合、優先権申請から 2 カ月以内に提出する必要がある。PCT 国際調査法 22 条 1 項に基づいて行われた優先権主張は、申請から 20 カ月以内にスーダンでの国内審査に入る。ただし、PCT 国際予備審査第 39 条 11 項に基づいて行われた優先権主張は、申請から 30 カ月以内にスーダンでの国内審査に入る。PCT への優先権申請費用は約 500 米ドルである。

4. 意匠（デザイン）

工業意匠（デザイン）申請は工業デザイン課で行われ、意匠と申請要件との整合性が審査される。整合性に欠けるとの指摘がなかった場合、その意匠は認可される。認可は通常短期間で与えられ、認可後、官報に掲載される。

工業意匠に関連する権利の譲渡は正式な譲渡手続きに則って行われなければならない、6 カ月以内に正式に署名された譲渡証書を登録し、官報で公表されなければならない。

登録された工業意匠は出願日から 5 年間有効であり、さらに 5 年間を 2 回続けて更新することができる。意匠権侵害の問題は工業所有権裁判所（Industrial Property Tribunal）が統括

する。工業所有権裁判所の決定を不服とする場合、上訴裁判所に抗告し、さらにそこでの判決が不服であれば最高裁判所まで上告できる。

意匠登録申請出願の際に提出を必要とされるものは以下のとおり。

- a) 代理人が出願する場合は、署名入りの委任状。
- b) 工業意匠登録の申請書。
- c) 出願人の住所および氏名・正式名称、海外在住の場合、スーダン国内での居住先住所。
- d) 工業意匠原材料の見本、できればカラーの写真またはスケッチ、模型など、意匠制作にかかわるもの。
- e) 制作方法、およびもし当てはまるものがある場合、当該意匠が属する分類・区分。

同種の作品である場合、または同じ分類・区分に分けられる意匠の場合は、1 件から 50 件までの出願が認められる。意匠登録にかかる諸経費の合計は約 500 米ドルになる。

5. 著作権

著作権法は、著作物、録音・録画作品、映画、劇場作品、楽曲、テレビ・ラジオなどの公共放送、絵画、彫刻、建築物、地図、講演などにかかる著作権を保護している。ソフトウェアは著作物とみなされ、25 年間の「更新不可」の保護が与えられる。著作権法に基づく保護は、著作者の死後 25 年で終了する。ただし、著作物が自然人でなく法人によって所有されている場合、25 年間の保護期間は保護対象の著作物が発表された日より始まる。著作者は、所定の条件に基づき、付与された権利を譲渡できる。著作権侵害については、侵害行為の性質に照らし、管轄する裁判所に提訴することが可能である。裁判所命令には、侵害行為の停止に加え、損失および損害に対する賠償金の支払いが含まれる場合がある。また、著作権を侵害する事物の没収・破壊を命令されることもある。

正式な著作権申請出願の際に必要とされるものは以下のとおりである。

- a) 申請者の氏名および住所（国籍、居住地および事業所の住所を含む）。

- b) 署名された委任状。
- c) 著作者が申請者でない場合、正式に作成された（外国人・外国企業の場合、スーダン大使館・領事館が公証した）譲渡証書。
- d) 著作権登録対象作品のコピー2部の知的財産権保護局著作権部門（Office for Protection of Intellectual Property /Copyright）への提出。

著作権登録にかかる諸経費の合計は約 500 米ドルになる。

<参考資料>

- Agreement on Investment and Free Movement of Arab Capital among Arab Countries 1970 (1970年アラブ諸国における投資/資本取引の自由化協定)
- Agreement on Promotion, Protection, and Guarantee of Investments amongst the Member States of the Organization of the Islamic Conference 1988 (1988年イスラム会議機構加盟国間の投資促進・保証協定)
- Anti-dumping Act 2009 (2009年反ダンピング法)
- Arbitration Act 2016 (2016年調停法)
- Bank of the Sudan Act 2002 (2002年スーダン中央銀行法)
- Bank of the Sudan Foreign Exchange Control Guidelines of 2010 (2010年スーダン中央銀行外国為替管理についての指針)
- The Development Dimension of Investment Negotiations in WTO: Challenges and Opportunities, By A. Bevigilia Zampetti and T. Fredrisson (A. Bevigilia Zampetti and T. Fredrisson 著「WTOにおける投資交渉発展の規模：困難と好機」)
- Business and Government Relations in Africa, by A. Robert Routledge (A. Robert Routledge 著「アフリカにおけるビジネスと政府の関係」)
- Central Bank of Sudan Annual Report 2018 (2018年スーダン中央銀行年次報告書)
- Civil Transaction Act 1984 (1984年一般取引法)
- COMESA : Discussion paper on trade policy compatibility and impact of assessment of economic partnership agreement and preliminary adjustment scenario (COMESA Secretariat, Lusaka, Zambia) (貿易政策の互換性と経済協力合意に関する事前調整についての COMESA 討論会報告書 (COMESA 事務局発行))
- Communication Act 2001 (2001年通信法)
- Companies Act 2015 (2015年会社法)

- ・ Customs Act 1986 as Amended in 2010 (2010年改正の1986年度版関税法)
- ・ Customs Regulations 2010 (2010年関税規制)
- ・ Draft Constitutional Charter for the 2019 Transitional Period (2019年政府移行期間についての憲章草案)
- ・ While Doha Sleeps : Security Economic Growth through trade facilitation by Daniel J. Ikenson Trade Policy Analysis No.37, Cato Institution (Daniel J. Ikenson 著「ドーハが眠っている間に：貿易促進による堅実な経済発展」)
- ・ Determinants of Exchange Rate Stability in Sudan, International Journal of Economics and Financial issues By Khalid Eltayeb Elfaki (「スーダンにおける外貨為替レート安定化の要因」 Khalid Eltayeb Elfaki)
- ・ Electric Transactions Act 2007 (2007年電子取引法)
- ・ Exporters and Importers (Registration) Act 1984 (1984年輸出業者・輸入業者登録法)
- ・ Foreign Exchange Controls and Guidelines 2010 (2010年外国為替管理およびその指針)
- ・ Foreign Trade Organization Act 2009 (2009年外国貿易機構法)
- ・ Free Zone and Free Market Act 2009 (2009年フリーゾーンおよび自由市場法)
- ・ Income Tax Act of 1986 (1986年所得税法)
- ・ Insurance Supervision Act 2001 (2001年保険管理法)
- ・ Interim Economic Partnership Agreement between the European Union and Eastern and South Africa 2012 (2012年EUおよび東南アフリカ諸国暫定経済協力協定)
- ・ Investment Agreement for the COMESA Common Investment Area 2007 (2007年COMESA 共益出資地域投資協定)

- Termites in the trade system, how preferential agreement undermines free trade by Jaddish Bhawati (Jaddish Bhawati 著「貿易システムに巣食うシロアリたち：特惠貿易協定はいかに自由貿易を弱体化させるか」)
- Madrid Protocol in 2009 (2009年マドリッド協定)
- Mineral resources development Act 2007 (2007年鉱物資源開発法)
- Money laundering combat Act 2004 (2004年反マネーロンダリング法)
- Patent Regulations 1981 (1981年特許規則)
- Prospects of Foreign Direct Investment in Sudan , by Dr. Mohamed Ibrahim Adam (Dr. Mohamed Ibrahim Adam 著「スーダンにおける FDI の展望」)
- Regions and Free Zone Act 2009 (2009年地域とフリーゾーン法)
- Regulation of Customs Clearance 2019 (2019年通関規則)
- Sudan Central Bank Devalues the Currency to Revive Economy, by Tarek El-Tablawy and Mohammed Alamin (Tarek El-Tablawy and Mohammed Alamin 共著「スーダン中央銀行による経済再生のための通貨切り下げ」)
- Sudan's needs Assessment on trade facilitation by Ali Giddo Adam (Ali Giddo Adam 著「貿易円滑化へ向けてスーダンに必要なものとは」)
- Sudan's reform of the Customs Act WTO issues solved by Khalil Basha (Khalil Basha 著「スーダン関税法改革-WTO 事案の解決へ-」)
- Sudanese Standards and Metrology Organization (SSMO) Act 1999 (1999年スーダン規格・度量衡機関法)
- The Banking Business Organization Act 2003 (2003年銀行業機関法)
- The Capital Profits Tax Act 1986 (1986年資本金収益税法)
- The Harare Protocol in 1992 (1992年ハラレ議定書)
- The Income Tax Act 1986 (1986年所得税法)

- The Investment Encouragement Act 1999 (1999年投資促進法)
- The Khartoum Stock Exchange Act 1994 (1994年ハルツーム証券取引法)
- The Labor Act 1997 (1997年労働法)
- The National Investment Encouragement Act 2013 (2013年国家投資促進法)
- The Passport and Immigration Act 1994 (1994年旅券および入国管理法)
- The Production Tax Act 1986 (1986年生産税法)
- World Trade General Council Guidelines (世界貿易評議会ガイドライン)
- World Trade General Organization (WTO) Agreement (世界貿易機関 (WTO) 協定)

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約 1 分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20210050>



本レポートに関するお問い合わせ先：
日本貿易振興機構（ジェトロ）
海外調査部 中東アフリカ課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
TEL：03-3582-5180
E-mail：ORH@jetro.go.jp
カイロ事務所
E-mail：CAR@jetro.go.jp